

住居内の障害物（土石等）の除去について ～支援制度のご案内～

この制度は、台風や地震などの災害により、住居内や玄関等に運ばれた土石、竹木等の障害物の除却について、市が業者に作業を依頼し、その費用を市が直接業者に支払う制度です。

- ◆ **対象災害** : 災害救助法が適用された災害
- ◆ **対象者** : 以下のどちらにも該当される方が対象
 - ・ 住家が半壊以上または床上浸水の被害を受けた方（り災証明を受けられた方）
 - ・ 自らの資力では当該土石等の除去することができない方
- ◆ **支援対象** : 居室、台所、玄関、トイレ等の日常生活に欠くことのできない場所
- ◆ **支援対象外** : 住宅外（玄関回りを除く）の障害物、障害物除却後の室内の清掃、消毒等
- ◆ **支援内容（限度額）**
 - ・ 1世帯あたり 143,900円の範囲で作業にかかった費用※限度額を超えた分は、自己負担となります。限度額が変更になる場合があります。
- ◆ **申請時必要書類**
 - ・ り災証明書（写し可）
 - ・ 災害救助法「障害物の除去」に関する申込書
 - ・ 資力に関する申出書
 - ・ 被災状況がわかる写真※申込書、申出書は災害により異なります。
- ◆ **除却完了期間** : 災害発生の日から 10 日以内
- ◆ **申込み・お問い合わせ先**

静岡市 建築総務課 総務・耐震係
〒420-8602
静岡市葵区追手町 5 番 1 号
電話：054-221-1050

まずは、建築総務課までご相談ください。

申込みには、被災状況が分かる写真が必要です。



写真出典：内閣府ホームページ防災情報のページ（URL：<https://www.bousai.go.jp>）